Т ;	切り当	リーレス(独自)リーレスコート表	次加那加州)		受付ヨリーレス RO	.4.1			메비비크	ミリーレス
サービ	スコード 項目	サービス内容略称	算 定 項 目						合成 単位数	算定 単位
A2		訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的	(1) 1週に1回程度の地	場合					1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	な回数を定める場合		1176単位	日割の場合		39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の均	場合				2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349単位	日割の場合		77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える	。 経度の場合				3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727単位	日割の場合		123 単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	□ 1月当たりの回数を	(1) 標準的な内容の打	旨定相当 訪問型サービスでは	75.53場合 287 単位			287	1回につき
A2	2511		定める場合	(2) 生活援助が中心で	である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位			179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(2) 短時間の身体介護が中心である場合		(二) 所要時間45分以上の場合 220 単位			220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス				163 単位			163	
A2	C211	   訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置	イ 1週当たりの標準的	(1) 1週に1回程度の場合	à		12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	   訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	未実施減算	な回数を定める場合			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	   訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程	度の場合	- 1100 M	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割						1 単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		□ 1月当たりの回数を	(1) 標準的な内容の指定	相当訪問型サー		3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		定める場合	(2) 生活援助が中心であ	る場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の	2 単位減算	-2	T Like S (
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が	中心である場合	(-) // 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 /	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用				場合 所定単位数の	10%減算		1月につき
A2		訪問型独自サービス特別地域加算2	者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行				所定単位数の	15% 加算		17 310 20
A2		訪問型独自サービス特別地域加算日割3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の9(			所定単位数の	12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			<u> </u>	所定単位数の	15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の	15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の	15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の	10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の	10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				-	所定単位数の	10% 加算		1回につき
A2		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				<del> </del>	所定単位数の	5% 加算		1月につる
A2		訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				-	所定単位数の	5% 加算		1日につき
A2		訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				<u> </u>	所定単位数の	5% 加算	<del>                                     </del>	1回につき
A2	4001	あり 全独自サービス 初回加算	八初回加算」			<u> </u>	加足半世級の	200 単位 加算	200	1月につき
A2		ありら至然自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 加算			100	1/1/2/0
A2	4003	あら至独自サービス生活機能向上連携加算 I 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	— 土/ロixがいゴエだがが呼			(1) 生活機能向上連携加算(I) 100 単位 加算 (2) 生活機能向上連携加算(II) 200 単位 加算			200	1
A2		訪問型独自口腔連携強化加算	ホートで連進端をから			(2) <u>L/D1X88</u>	11-7-1-AZZI/3/JH#+ \ II /	50 単位 加算		1回につき
A2		あり。全然自口経達秀強化加昇 訪問型独自サービス処遇改善加算 I							30	1月につき
A2		あら至独自サービス処遇改善加算 I 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加						<del>                                     </del>	エコにつさ
A2	6270	あ向型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(1) 介護職員処遇改善加 (1) 介護職員処遇改善加						<del>                                     </del>	1
A2	6271	あ同型独自サービス処域改善加算 I 訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ト介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000加算			<u> </u>	-
			1: // 咬呱貝守付走地燈以岩川昇			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000加算			<del>                                     </del>	1
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	千 介護職員等ベースアップ等支援加算			(2) 川磯嶼與寺村走处過以舊加昇(11)			<del>                                     </del>	-
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	1 月碳嘅貝寺ハー人が	ップ 守又仮川昇		1	所足事	- MAXAN 74/ TOOO 川岩	1	1

黄色の網掛けは赤字は、R6.4.1で改正 水色の網掛けは、R6.4.1から新設

<sup>※</sup> 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。